

憲法・1947 教育基本法を生かす全国ネットワーク

1年間の活動とこれからのとりくみ

2008年6月28日 総会

1年間の主な活動

ネットワークは07年3月31日、教育基本法全国ネットワークの活動に区切りをつけた上で、さらに新たな共同の運動の発展をめざして発足しました。

06年12月、国民世論に背を向けて教育基本法の改悪を強行した安倍内閣は、07年の通常国会においても、国会の議席数だけをたのみに改憲手続き法（国民投票法）の制定や、教育関連三法（学校教育法、教育職員免許法、地方教育行政法）の改悪を行ないました。

国民世論はたび重なる暴挙を許さず、安倍内閣は参議院選挙での大敗や、防衛省の組織的汚職、官僚の腐敗などへの厳しい批判の前にみずから政権を投げ出し、代わって福田内閣が発足しました。しかし、自公政権の本質は変わらず、新テロ特措法案の強行成立をはじめ、後期高齢者医療制度、年金問題、米軍や大企業優先の税金の無駄使い、消費税増税の計画など、憲法に違反し国民のいのちや生活をないがしろにする政治に、国民の怒りと変革への力が大きくわきおこっています。

参議院選挙での与野党逆転と、それに続く全国各地での国民世論と運動が政治を動かし、新たな歴史をつくる展望をひらきつつあります。ネットワークはこの激動の1年、情勢や情報、とりくみを全国に紹介し、さまざまな運動に参加してきました。

(1) ネットワークが実行委員会や主催団体の一員としてとりくんだ主な活動

改憲手続き法に反対するとりくみ

改憲手続き法案（国民投票法案）は、全国の運動や国会論戦を通じて、法案自体の問題点とともにその強引なやりかたが明らかになれ、どの世論調査でも国民はこれを支持せず、特に憲法9条を「変える必要はない」との声が増え続けています。ネットワークは幅広い団体・個人の共同による5波の「国会へ行こうアクション」をはじめ、国会傍聴や集会などにとりくみ、「これからが本当のたたかい、憲法審査会の始動を許さず、憲法を守りぬく運動をひろげよう」と決意をかためあいました。

教育関連三法の改悪に反対するとりくみ

教育三法の改悪案は、改悪教育基本法を具体化し、地方教育行政から学校現場の教職員にいたるまで国家による管理・統制をつらぬき、従わない者には「教育委員会への是正指導」や「教員免許の取り消し」でおどし、子どもに「愛国心」や「規範意識」をすりこみ、家庭や地域にまで介入を強める悪法です。安倍内閣は大きな反対世論や民主、共産、社民、国民新党の反対を押し切り、強行成立させました。

しかし、世論と運動、国会論戦を通じて、教職員の多忙化や病気休職者の増加、子どもと向きあう時間がとれないなどの現状に対し、与党側の参考人・公述人、教育委員会・教育長などからも「教育予算増」の要望が出され、自民・公明の議員も「教職員定数を増やすことが必要」と述べるなど、今後の運動の足がかりも築きました。衆議院・中央公聴会では、初めて全教（全日本教職員組合）の委員長が公述人として意見を述べる機会も得ました。

ネットワークは全教、教組共闘、子ども全国センターや、教育基本法改悪反対のたたかいなどで共同したさまざまな団体・個人とともに集会や国会要請行動を重ね、国会議員に対し全国からファックスやハガキを集中するなど、廃案をめざして全力をあげました。

「教員免許法」学習会を開催

改悪教育基本法・教育三法の具体化である「教員免許更新制」について、10月23日（火）に学習会を開きました。ネットワークが呼びかけ、全教、教組共闘、民主教育研究所、（元）日本の教育改革をともに考える会の有志、子ども全国センターなどと共同して開催したものです。浪本勝年・立正大学教授を講師にむかえ、34名が参加して学習と活発な意見交換を行いました。

全国一斉学力テストの中止を求めるとりくみ

07年4月に行われた全国一斉学力テストは、全国の子どもと学校を序列化し、いっそう激しい競争に追いこむとともに、家庭の中にまで踏み込みプライバシーを侵害するものであること、加えて採点基準のあいまいさや答案返却上のミスなど、様々な問題が噴出しました。「テストよりも、自ら学び仲間との学びあいの授業を」として、教育の地方自治の精神のもとに参加しなかった愛知県犬山市は、08年度も不参加。私学の参加も減りました。

ネットワークは、全教、教組共闘、子ども全国センターとともに、テストの内容や公表にかかわる問題点や、「子どもたちにどんな力をつけるか」など私たちのとりくみを提起したカラーチラシ「みんなの力で子どもたちにゆたかな学力を」を10万部作成し、活用を呼びかけました。また、「全国一斉学力テスト」の中止を求める8氏のアピールに対する賛同署名を集め、文部科学省に提出しました。全国各地では、諸団体や教職員などと協力して、学習会や宣伝、各市町村教育委員会への申し入れなどがとりくまれました。

新テロ特措法に反対するとりくみ

政府・与党は、秋の臨時国会を08年に越年し、参議院で否決された新テロ特措法案（自衛隊のインド洋派兵・給油新法）を、3分の2条項を使って衆議院本会議での再議決・成立を強行しました。

しかし、テロはなくなるどころか中東からアフリカにまで拡大し、子どもや市民の犠牲がひろがるなか、テレビの報道番組等でも「アメリカの言いなりをやめて自衛隊をだすな」の声が高まりました。

ネットワークは、幅広い団体・個人と共同して、国会前ヒューマンチェーンや集会、国会議員要請などにとりくみました。また12月1日（土）には、ヒューマンチェーンの呼びかけ団体としてはじめて宣伝行動を行ないました。15人が参加しJR上野駅（動物園前）で、のぼりや横断幕、着ぐるみなどを用意してにぎやかに宣伝を行ない、1時間で800枚のチラシを配布、署名やカンパも得ました。

教育共同のネットワークをつくろう

全教、教組共闘、子ども全国センターとの共催で11月17日、「ひろげよう 父母・地域・教職員の共同 11・17地域教育運動交流集会」を開催し、全国各地から110名をこえる教職員や父母・市民が参加しました。

名古屋大学大学院教授・植田健男さんが「全国学力テスト・学習指導要領改訂と子どもたち」と題して講演。国の教育政策の背景や本質について考え、各地のとりくみを交流しました。また、教育基本法・教育三法の改悪や全国一斉学力テストに反対する多様な運動のひろがり確信に、「各地の共同のとりくみを交流し、教育共同組織・ネットワークをつくっていこう」と話しあいました。

（2）ニュースなどで紹介し、参加した主なとりくみ

「沖縄戦」検定意見の撤回を求める運動

高校「日本史」教科書の「沖縄戦」をめぐる文部科学省検定意見の撤回、記述の回復を求めるたたかいが、沖縄をはじめ全国でひろがりました。「大江・岩波裁判を支援し沖縄の真実を広める首都圏の会」、子ども全国センター、歴史教育、教科書、出版などにかかわる諸団体による実行委員会が主催した「沖縄戦検定意見撤回を求める4・24全国集会」（08年4月24日）をはじめ、全国集会や宣伝などに参加しました。

憲法改悪反対・9条を守り生かすとりくみ

「生かそう憲法 輝け9条5・3憲法集会 & 銀座パレード」に4300人が参加しました。幅ひろい団体の共同による5・3憲法集会実行委員会が主催し8回目になります。

また、5月4日から3日間、「9条世界会議」が千葉・幕張メッセで開かれ、延べ2万人以上が参加しました。海外からの参加者は31カ国・地域から150名以上。広島、仙台、大阪で開かれた集会をあわせ、3日間で延べ3万人以上が参加し、「9条を世界に輝かせよう」との熱い思いを発信しました。

少年法「改正」法案に反対し、慎重審議を求める要請

犯罪被害者などの傍聴を制度化する少年法「改正」案について、与党と民主党が修正合意し可決・成立させました。日本弁護士連合会や自由法曹団、全司法労働組合、子ども全国センターなど、司法や子どもにかかわる団体・分野から、「少年法の理念を損なう」「法『改正』ではなく被害者等への支援の充実を」などの意見をあげ、国会議

員や政党に慎重審議を求めて申し入れました。

07年12月22日(土)に東京で開かれた、「改悪教育基本法の実働化をとめよう12・22全国集会」に、ネットワークからも個人として数名が参加しました。

共同の力で「東京のすべての学校で30人学級を」署名運動がスタート

08年6月6日(金)「どの子ども大切にしたい だから 東京のすべての学校で30人学級を 6・6都民集会」が開かれました。主催は「東京で30人学級を実現する連絡会」。雨宮処凛(作家) 大田堯(東京大学名誉教授) 小山内美江子(脚本家) 堤未果(ジャーナリスト) 福田誠治(都留文科大学教授) 藤田昇(元江戸川区教育長) 堀尾輝久(東京大学名誉教授) 渡辺徹(俳優)の8氏が呼びかけ人となり、都教組、東京教組、都障教組、都障労組、都高教など東京の7つの教職員組合が賛同団体になっています。

教育基本法改悪反対、日の丸・君が代強制反対などでの共同の積み重ねの上に、「30人学級実現」の一点で立場や組織をこえて共同するもので、都教組(全教加盟)の中山伸委員長と東京教組(日教組加盟)の谷口滋委員長が並んで舞台に立ち、「12月都議会にむけて署名運動をとりくもう」と呼びかけました。

情勢とこれからのとりくみ

自ら改憲試案を発表している読売新聞の世論調査(08年4月8日発表)でも、改定「反対」が「賛成」を15年ぶりに上まわり、「9条守れ」の声は60・1%にのぼっています。「九条の会」が2004年に結成され、全国に草の根の運動がひろがるなかで、「憲法を守ろう」との声は確実に高まっています。

一方、名古屋高裁は「自衛隊のイラク派遣は憲法9条に違反する」との画期的な判決(08年4月17日)を出しました。訴訟弁護団の事務局長は「裁判官の人間としての『怒り』の判決。国民の世論と運動が引き出した判決」と述べています。歴史の真実と地道な運動が確実に世論を変え、情勢を切り拓いています。

派兵恒久法の制定、改憲のための憲法審査会の始動を許さず、国内外の大きな世論で改憲勢力を包囲し、憲法を守り生かすとりくみを展開していく必要があります。

文部科学省は3月末、小中学校の学習指導要領案、幼稚園の教育要領を告示しました。改悪教育基本法・学校教育法を前面に掲げ、教科学習や学校行事、自主的活動などのすべてをつらぬいて「道德教育」を強化し、小学校1年生からの「詰め込み」により競争を強め格差をひろげ、具体的な教育方法まで詳細に指示・介入するなど、重大な内容となっています。また、全国一斉学力テストで学習指導要領のねらいの浸透・達成度を検証するしくみをつくり、子どもや学校、教育を国家が丸ごと管理する体制をつくろうとしています。

また、国民世論におされ文部科学省は、「教育振興基本計画」に教育費の公的支出をGDP比5%に引き上げることを盛り込む意向ですが、財務省の抵抗など閣内の矛盾を露呈しています。

憲法と子どもの権利条約、教育の本来のありかたに基づいて、教育条件の改善と豊かな教育の推進をめざし、学校や父母・地域が話し合いを深め、とりくみをすすめていく必要があります。

また、「規範意識」の強調や「厳罰化」の方向は、子どもが抱える困難の本質的な解決にはなりません。「子ども観」や社会、政治のあり方を根本的に問い直し、健やかな成長をささえる環境づくりをめざすことが必要です。

政府は4月22日、国連子どもの権利委員会への「第3回政府報告書」を2年も遅れて提出しました。それは、「児童の権利の実現に一層貢献する国内法」という小見出しをつけて、教育基本法「改正」をさりげなく滑りこませるなど、子どもや学校、社会の現実から目をそらし、憲法や子どもの権利条約、そして国民世論に反する、あまりにも無責任な内容となっています。市民・NGOからの報告書をつくる運動が求められています。

東京では、石原「行革」による圧政と教育壊しに対して、教職員と地域・父母などのねばり強い共同のたたかいが展開されています。それは、「都教委による10・23通達など『日の丸・君が代』強制は違憲」(06年9月21日、東京地裁)や、「金崎満・元七生養護学校校長の処分を取り消す」(08年2月25日、東京地裁)などの勝利判決に結実し、行政による不当な介入をやめさせ教育の自由と民主主義を守るとりくみは確かな前進をとげています。大阪では、橋下知事が打ち出した「35人学級廃止」に対し、大阪府PTA協議会が先頭に立ち、小中学校校長会、大教組(全教加盟)、大阪教組(日教組加盟)が共同して、わずか10日間に100万筆をこえる署名を集め、廃止をストップさせました。

今、全国各地で、教育やくらし・福祉を犠牲にする政治への怒りが共同・連携のエネルギーとして大きく高まり、改革への展望を開きつつあります。

(1) ネットワークの性格と活動内容

1 情報交流や活動紹介などを中心とする、ゆるやかなネットワーク

憲法と子どもの権利条約を生かし、1947 教育基本法の理念を受け継ぎ、一人ひとりの子どもを大切にする教育と、平和で豊かな社会を築くことをめざして、さまざまな分野の団体、個人のとりのくみや情報を交流しあい、一致点に基づき協力しあう、ゆるやかなネットワークとして活動します。

2 カンパによる財政

この会の財政は、カンパでまかないます。カンパは一口1000円、団体一口5000円とし、各団体や個人の意思に応じてカンパを募ります。

3 当面の具体的とりのくみ

憲法、子どもの権利条約、1947 教育基本法の生命力を生かすために

- ・「派兵恒久法」案阻止、憲法審査会の始動をはばみ、憲法を守り生かす世論をひろげます。
- ・改悪教育基本法・教育関連三法の具体化、学習指導要領や全国一斉学力テストのおしつけに反対するとりのくみ、情報の交流、学習会などを、諸団体と協力して行います。
- ・30人学級実現、私学助成拡充、学費軽減・奨学金問題、教育予算増額など、子ども・青年の学ぶ権利の保障をめざす運動に協力します。
- ・子どもの権利条約の「第3回市民NGO報告書」の作成活動について、DCI日本支部の呼びかけに応えて協力します。
- ・憲法問題をはじめ情勢や必要な課題に応じて、研究会を持ちます。(秋ごろに)

草の根運動を、共同の力で発展させます

- ・ヒューマンチェーンの到達点を引き継ぎ、憲法改悪を許さない国会行動などにとりのくみます。
- ・子ども全国センターをはじめ、教育基本法「改正」反対の運動で共同した幅ひろい個人・市民団体や労働組合などとの共同のとりのくみをひろげます。

ネットワークの運営の充実

- ・総会を毎年開き、活動の到達点や情報を交流します。
- ・ニュースを発行します。
- ・ホームページを充実させます。
- ・諸資料を作成します。

(2) 代表者、事務局

憲法・1947 教育基本法を生かす全国ネットワーク

<代表者>

- 大田 堯 (東京大学名誉教授)
- 小森 香子 (詩人)
- 津田 玄児 (弁護士)
- 中野 光 (日本子どもを守る会顧問)
- 福田 雅章 (子どもの権利のための国連NGO・DCI日本支部代表)
- 堀尾 輝久 (東京大学名誉教授、元 日本教育学会会長)
- 丸木 政臣 (和光学園顧問、子どもの権利・教育・文化 全国センター代表委員)

<事務局長>

- 山田 功 (東葛看護専門学校校長)